

## 第2回滋賀県建築物石綿対策懇話会における御意見等概要

会議名称：第2回滋賀県建築物石綿対策懇話会  
開催日時：令和3年12月23日 13時00分～14時40分  
開催場所：環びわ湖大学・地域コンソーシアム 会議室

第1回滋賀県建築物石綿対策懇話会において、主な論点とすることとされた次の2項目について、御意見をいただいた。

1. 改正法等<sup>※1</sup>（新制度）の効果的な周知とその対応策
2. 有資格者<sup>※2</sup>の増加に向けた対応策

【御意見等】 (凡例：御意見(・)、回答(→))

### 1. 改正法等（新制度）の効果的な周知とその対応策に関するもの

- ・産業廃棄物処理業者への周知も必要ではないか。

(改正法等の周知啓発の対象には、県内の産業廃棄物処理業者の団体や産業廃棄物処理業者も含まれている。なお、今回、廃棄物処理法の改正は行われておらず、石綿を含有する産業廃棄物の取り扱いは基本的には従前と同じである。)

- ・事前調査結果の掲示板について、様式をダウンロードできるようにホームページにワード形式等で掲載されてはどうか。
- ・立入調査等の実施は大変有効であり、改正法等の認知度の向上にも繋がっているのではないか。

### 2. 有資格者の増加に向けた対応策に関するもの

- ・県内においても資格講習を実施する登録講習機関が2機関認定され、年明けから令和4年度にかけて、約700名が資格講習を受講できる見込みという説明もあったが、それでも改正法等の施行時点で有資格者が充分ではないと思われる。県内を含め全国で開催される講習会の回数を増やせないのか。

→(滋賀労働局)厚生労働省が所管している制度であり、本省の方からも登録講習機関等に対してアプローチしているところ。

講師の確保が課題になっているところであり、対策を取っていきたいと考えている。

- ・県や市が発注される公共工事（解体等工事）において、発注者（県や市）が石綿事前調査を実施するのか、元請業者が実施するのかあいまいな部分がある。また、設計段階で石綿事前調査の経費が十分に見込まれている必要がある。
- ・解体等工事を発注する際には、入札条件に有資格者が所属していることを追加されてはどうか（適法な解体等工事の実施にも繋がる）。  
→（上記2点の御意見については）庁内の工事発注に関わる部局にも情報共有させていただく。
- ・有資格者について、大半の登録講習機関において公表されていないとのことだが、数の把握はぜひした方が良い。また、資格講習の指導者になる方も見つけていかなくてはいけない。  
→（滋賀労働局）本省にも確認したいと思うが、国のシステムなので有資格者については一定把握できるはずである。
- ・有資格者に関して、実際に機能させるためには、資格を取得するだけでなく、現場での実務の積み重ねも必要になってくるのではないか。

### 3. その他に関するもの

- ・国が整備している石綿事前調査報告システム（G-BizID）がとても使いづらいシステムになっている。  
→県からも国に要望させていただくが、実際に当該システムを利用される事業者、団体からも要望していただきたい。

#### 【第2回懇話会のまとめ】

- 第2回懇話会において、重点的に議論すべきとされた上記2項目について、概ね必要な御意見をいただくことができた。
- この懇話会について、今回までで一旦まとめさせていただくこととし、今後にも必要に応じて、改めて各委員に御意見を伺うという方針について御了解いただいた。

※1：改正法等：大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号）

※2：有資格者：建築物石綿含有建材調査者（特定、一般、（一戸建て））